

乙第8号証の30

50

2524

(供述調書等継続用紙)

捜査メモ複写報告書

(平成29年9月25日付、防衛医科大学校)

令和3年6月25日

警視庁公安部外事第一課長

司法警察員警視正

殿

警視庁公安部外事第一課

司法警察員巡査部長

被告会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無  
許可輸出）被告事件につき、平成29年9月25日作成の防衛医科大学校から聴  
取した内容を記録した捜査メモを複写した結果は、下記のとおりであるから報  
告する。

記

1 複写年月日

令和3年6月24日

2 複写者

本職

3 複写対象物

平成29年9月25日付、防衛医科大学校から聴取した内容を記録した捜査  
メモ

4 措置

当課備え付けの複写機で複写し、本報告書末尾に添付することとした。

警 視 庁

平成29年9月25日(月)

メ	モ	担当者	巡查部長
防衛医科大学校			
教授			
1	聴取日時 平成29年9月22日(金)午前10時から午前11時45分まで		
2	聴取場所 [REDACTED]		
3	聴取者 警部補、本職		
4	聴取事項 (1) ボツリヌス毒素の不活化について ボツリヌス毒素は、ボツリヌス菌の中にあるため、菌を培養した後に酵素や超音波で菌を壊すことによって毒素のみを取り出して精製する。このボツリヌス毒素はタンパク質なので熱に弱いことから、加熱すれば不活化する。 概ね80～85℃で10分程度加熱すれば不活化するが、あくまでも液体を加熱するという条件なので、乾熱でも不活化できると思うが、どの程度の温度と時間が必要かはテストしてみないとわからない。もっと高い温度で時間もかけなければならないと思う。100℃で2時間程度であれば不活化しているイメージはあるが確証はない。 また、ボツリヌス毒素の粉体をスプレードライヤーで作れると思うが、熱に弱いため低温で製造し、粉末にした後に毒素が活性を保っていることが必要だ。 (2) 炭疽菌の滅菌・殺菌について 炭疽菌は菌自体が人体に害を及ぼすので菌そのものを死滅させないとならないが、芽胞菌のため熱に強く、液体であっても100℃で10分や15分では死がない。100℃だと生きているというイメージがある。乾熱であれば160℃で2時間程度で滅菌できると思う。 殺菌については、残った菌が人体に害を与えないレベルであれば殺菌できたと言えると思う。菌がどれだけ人体に取り込まれるかによって害があるかないか分かれるので、それは機械の大きさや使用する菌の数によって違うので、実際にやってみないとわからない。 (3) 滅菌・殺菌の評価について ボツリヌス毒素は菌ではなくタンパク質なので、滅菌・殺菌という言い方はできないが、毒素が不活化したことをもって滅菌・殺菌と同義であるといえるだろう。ただ、ボツリヌス毒素はあくまでもタンパク質であり、アミノ酸の配列が違うと別のものになってしまふため、他のもので代用して不活化したと評価することはできないと思う。ボツリヌス毒素の場合は実際にボツリヌス毒素を使用しないと確認することはできないだろう。 一方、炭疽菌の場合は、納豆の菌が熱の耐性など炭疽菌と非常に似ており、人体に害がないものであることから、炭疽菌の滅菌・殺菌を確認するのに代用できると思う。 (4) その他 ガイダンスの中にある「伝染能力云々…」について、自分の認識としては生きた菌が体に入って病気になり、そこからさらに人から人へ感染することが「伝染」であり、ボツリヌス毒素も炭疽菌もそれらを取り込んだ人だけが被害を受け、そこから他人に感染するわけではないので、そもそも伝染能力があるものではないと言える。		